

各位

会 社 名 東京建物不動産販売株式会社 代 表 者 代表取締役 社長執行役員 種 橋 牧 夫 (コード番号 3225 東証第一部) 問合せ先責任者 経営企画部長 堀 内 英 史 TEL (03)6837-7710 URL http://www.ttfuhan.co.jp/

(追加)株式会社東京建物アメニティサポートの東京建物株式会社完全子会社化 (子会社の異動)についての基本合意に関するお知らせ

当社は、平成27年2月12日付で、「株式会社東京建物アメニティサポートの東京建物株式会社完全子会社化(子会社の異動)についての基本合意に関するお知らせ」を公表しておりますが、追加事項について下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 子会社の異動に関する手法及び現物配当の理由

当社と東京建物株式会社(以下「東京建物」という)は、本年2月12日付にて株式交換契約(以下、当該株式交換契約に基づく株式交換を「本株式交換」という)とともに、事業再編に係る基本合意契約を締結しておりますが、本合意書において、「住宅事業において管理部門が把握したお客様のニーズを、住宅開発部門へフィードバックすることで、高度化する顧客ニーズに的確に対応する体制を構築し、住宅事業全体の競争力の強化を実現するため、住宅販売機能の東京建物への統合に伴い、株式会社東京建物アメニティサポート(以下「東京建物アメニティサポート」という)を東京建物の直接の子会社とする。」と定めております。これを実現するため、当社は、本日開催の取締役会にて、以下のとおり剰余金処分として現物配当を行うことについて、会社法第319条第1項に基づく書面による株主総会決議を行う事項として当社株主に対して提案することを決議しました。なお、当該提案は、本年7月1日付で本株式交換の効力が発生し、東京建物が当社の完全親会社となった後に、同日付で行われる予定です(以下、会社法第319条第1項に基づき当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされる株主総会を「本臨時株主総会」という)。

2.剰余金の処分について

当社は、資本剰余金全額及び利益剰余金の一部を原資として、剰余金の配当(現物配当)を実施致します。

3.配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類及び帳簿価格の総額
 - ①種類:東京建物アメニティサポート普通株式 2,000 株
 - ②帳簿価格の総額: 金3,862,005,754円

(2) 配当財産の割当てに関する事項

本臨時株主総会が終結したとみなされる時点における当社の議決権割合の 100%を有する 株主である東京建物に対し、配当財産の全てを割り当てます。

(3)剰余金の配当効力発生日 平成27年7月1日

4. 今後の見通し

当社の発表している業績予想は第2四半期までの見込みであり、本件が第2四半期業績へ与える影響はありません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

「株式会社東京建物アメニティサポートの東京建物株式会社完全子会社化(子会社の異動)についての基本合意」に基づき、取締役会の議案として提出されている「東京建物アメニティサポート株式の現物配当に係る株主への提案実施の件」は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成26年3月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社は当社グループの主要取引先でありますが、取引条件等については市場相場等を勘案し、当社グループ独自の判断をもとに合理的な決定をしており、当社グループと関連しない会社との取引と同様に行っております。」と定めており、当該指針に沿い、現物配当に係る株主への提案実施について当該指針への適合状況についての確認を行い、現時点において当社少数株主にとって特段不利益であるとの事情は認められません。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本日開催の当社取締役会において、「東京建物アメニティサポート株式の現物配当に係る株主への提案実施の件」を承認する旨の決議を行いました。東京建物の従業員を兼任している高橋伸欣氏は、利害が相反し又は相反するおそれがあるため、取締役会における上記審議及び決議に参加せず、上記審議に関する東京建物との協議・交渉にも参加しておりません。

さらに、下記(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、 支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、独立役員である監査 役の池田力氏より、利益相反を回避するための措置が講じられており、子会社の異動の前段で 行われた、当社と東京建物との株式交換契約において、公正性を担保するための措置が適切 にとられており、そのうえで子会社の異動に係る決議が行われているという手続き過程を鑑 みて、現時点において当社少数株主にとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意 見を頂いております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

今回の上記審議及び決議に関し、独立役員である監査役の池田力氏より、利益相反を回避するための措置が講じられており、子会社の異動の前段で行われた、当社と東京建物との株式交換契約において、公正性を担保するための措置が適切にとられており、そのうえで子会社の異動に係る決議が行われているという手続き過程を鑑みて、現時点において当社少数株主にとって特段不利益であるとの事情は認められない旨の意見を頂いております。

以上